

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

主な経緯

平成17年3月 旧ガイドライン策定

平成17年9月 土砂災害警戒情報の運用開始
平成18年9月 指定河川洪水予報の見直し
平成23年3月 東日本大震災発生

平成25年6月 災害対策基本法の改正
(住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等)
平成25年8月 特別警報の運用開始

新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえて改定

主な変更点

「避難」に関する考え方をあらためて整理

- 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した
- 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした
→ 「立ち退き避難」と「屋内安全確保」
- 災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した
- 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした
→ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令

避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した

【避難勧告の判断基準の設定例】

水害・・・はん濫危険水位に到達 等
土砂災害・・・土砂災害警戒情報の発表 等
高潮災害・・・高潮警報の発表 等
(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)

【参照する情報】

気象情報・・・防災情報提供システム(気象庁)
河川の水位等・・・川の防災情報(国土交通省) 等

- 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にした
→ 管区・地方气象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所等

市町村の防災体制の考え方を例示

- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示した

【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】

大雨注意報・・・連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
大雨警報・・・首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制
土砂災害警戒情報・・・防災対応の全職員が登庁 等

住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案

- 住民は、自宅等にどの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動をすべきかについて、あらかじめ認識してもらうための仕組みを提案した
→ 災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード)

今後の予定

- 市町村が避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、1～2年を目処に見直しを求めることとする。
- 今後の運用実態等を踏まえ、必要に応じてガイドラインを修正する。